

生徒心得（現行 令和 6 年4月改訂予定）

1 よりよい学校生活を送るために

(1) 時間を守る

全ての活動に時間厳守を心がける。

「5分前行動」を、モットーとする。

(2) 挨拶をする

日頃から挨拶を心がけ、よりよい人間関係を築く。

外来の方にも、笑顔で「こんにちは」と挨拶をする。

(3) 言葉づかいを適切に

言葉は正しく使い、目上の人には敬語を使う。

相手を思いやる言葉遣いを心がけましょう。

(4) 決められた事は必ず守る

ルールやマナーを守り、門司学園生の誇りと自覚を持つ。

2 学校生活を送る上での約束

(1) 登校等

1 生徒の登校時刻は8時 30 分とする。

2 欠席・遅刻・早退等の届けを確実にする。

8時 25 分までに保護者から学校へ電話または欠席等連絡フォームにて届ける。

3 授業開始の体勢を作る。

始業の時刻までに着席して待つ。

4 忌引きは、次の通りとする。

父 母 7日以内

祖父母等 3日以内 兄弟姉妹 3日以内

伯叔父母 1日 曾祖父母 1日

(2) 登下校

1 駅及びバス停では通行人などに迷惑をかけないように並んで待つ。

2 乗車口付近は、できるだけ空ける。

※高齢者や身体が不自由な人に席を譲る。

3 周囲の人に迷惑をかけない。

① バッグ等で場所を広くとらない。(座ったときは膝の上に荷物を置くこと)

② 車中では、大声で話をしたり、携帯電話を使用したりしない。

③ 車中では、飲食をしない。

- 4 乗降車の際は速やかに行う。
 - ① 降車合図は早めに押す。
 - ② スクールバスは、乗車表を運転手にはっきりと見せる。
- 5 交通ルールを守る。
- 6 猿喰の住宅街の農道を通らず、バス道路脇の歩道を通る。
- 7 自転車通学については、安全面等を考慮し、条件付きで許可する。
詳しくは、別項「自転車通学規定」を参照。

(3) 服装・頭髪

【制服】

(1) I型(冬服)

- ア 学校指定の冬服(ブレザー、カッターシャツ、ネクタイ、スラックス)を着用する。
- イ カッターシャツの下の下着類は、色・柄が透けて見えないものを着用する。
- ウ 上着の下にベスト、セーターを着用する場合は、学校指定のものとする。
- エ 左胸に名札を付ける。

(2) I型(夏服)

- ア 学校指定の夏服(半袖ボタンダウンシャツ、スラックス)を着用する。
- イ 夏服の下の下着類は、色・柄が透けて見えないものを着用する。
- ウ ベスト、セーターを着用する場合は、学校指定のものとする。
- エ 左胸に名札を付ける。

(3) I型共通事項

- ア 靴下は、紺色、長さはミドル、小さなワンポイント付きも可とする。
- イ ベルトは皮、合皮の黒、紺、茶の単色とし、幅長さ共に適切なものとする。また、飾り金具等があるものや編み込みのものは不可。
- ウ ボタンはすべて留める。
- エ スラックスの裾はシングルで、変形・変色等しない。
- オ 名札は校内では必ず付け、校外でははずしておく。

(4) II型(冬服)

- ア 学校指定の冬服(ブレザー、カッターシャツ、ブラウス、リボン、ネクタイ、スカートまたはスラックス)を着用する。
- イ カッターシャツまたはブラウスの下の下着類は、色・柄が透けて見えないものを着用する。
- ウ 上着の下にベスト、セーターを着用する場合は、学校指定のものとする。
- エ 左胸に名札を付ける。

(5) II型(夏服)

- ア 学校指定の夏服(ブラウス、スカートとリボンまたはスラックスとリボンなし)を着用する。
- イ 夏服の下の下着類は、色・柄が透けて見えないものを着用する。
- ウ ベスト、セーターを着用する場合は、学校指定のものとする。

エ 左胸に名札を付ける。

(6) II型共通事項

ア 靴下は、紺色、長さはミドル、小さなワンポイント付きも可とする。

イ ベルトは皮、合皮の黒、紺、茶の単色とし、幅長さ共に適切なものとする。また、飾り金具等があるものや編み込みのものは不可。

ウ スカート丈は、膝にかかる程度とする。

エ ボタンはすべて留める。

オ スラックスの裾はシングルで、変形・変色等しない。

カ ストッキングはベージュ系色、タイツは黒色を着用する。(冬季)

キ 名札は校内では必ず付け、校外でははずしておく。

(7) 制服着用期間

ア 夏服・冬服の着用期間の限定はなし。気温や体調に合わせて着用すること。ただし、式典や行事等で制服を統一した方がよい場合は事前に連絡する。

(8) 防寒着

ア 気温や体調に合わせて、冬服着用のうえ、防寒着着用を認める。

イ 防寒用コートを必要とする場合は、学校指定のコートとする。

ウ 手袋は、高価・華美でないものを着用する。

エ マフラーを必要とする場合は、黒、紺、グレーの単色で編み込みでないものとする。また、長く危険なものは使わない。

オ ネックウォーマーを必要とする場合は、黒、紺、グレーの単色のもので、文字やマークが印刷・刺繍されていないものとする。ただし、メーカー名、校名、名前が印刷・刺繍されているものは除く。

カ 室内では、コート、手袋、マフラー等は着用しない。

【頭髪等】

男女とも清楚を旨とし、パーマや染色等の不自然な加工を加えない。

(1) 男子

ア 頭髪は、目にかからず、襟、耳にかからない。

イ 頭髪に、パーマ類、ブロー、染色・脱色、極端なカット、剃り込み、整髪料・ドライヤー等での変形を加えない。

ウ 眉は、剃る、抜く、変形、染色・脱色等の加工をしない。

エ 揉み上げは、耳たぶより長くならない。

(2) 女子

ア 頭髪は、目にかからず、肩にかからない長さとする。

イ 頭髪が眉を越える場合は、ピン等できちんと留める。

ウ 頭髪に、パーマ類、ブロー、染色・脱色、極端な段カット、剃り込み、整髪料・ドライヤー等

での変形を加えない。

エ 頭髪が肩にかかる場合は、黒、紺、茶の装飾のないゴムで結ぶ。なお、後ろ一カ所で結ぶ場合は、耳より下の位置とし、横結びをしない。また、おだんご結び等装飾的な髪型をしない。

オ 髪飾り類（飾りピン、リボン、カチューシャ、ヘアバンド、バレッタ等）は使用しない。

カ 眉は、剃る、抜く、変形、染色・脱色等の加工をしない。

(3) その他

くせ毛や赤毛等については、保護者から事前に学級担任に申し出る。

【装飾品・化粧等】

(1) 装飾品等

ピアス、イヤリング、ブローチ、ネックレス、ブレスレット、アンクレット・ミサング、指輪等の装飾品を身につけない。

(2) 化粧等

化粧は一切しない。また、爪は短く清潔に整えておく。

【着こなし】

(1) 清潔感のある着こなしをする。

ア シャツを出さない。襟や裾、袖から下の衣類を出さない。

イ ズボンやスカートを上げすぎたり、下げすぎたりして着ない。

ウ ボタンをきちんととめる。

エ 踏み靴をしない等

【靴】

(1) 通学靴

ア 白を基調とした運動靴・スニーカー（ひも靴）、あるいは黒または茶の皮・合皮靴とする。
（指定のグラウンドシューズでも可）

イ 高価で装飾のあるもの、ヒールの高いもの、ハイカットのもの等は着用しない。

(2) 上履き

ア 学校指定の上履きを着用する。

イ 上下足の区別を明確にする。

(3) グラウンドシューズ

ア 戸外の授業・学校行事等で指定の場所、時間に学校指定のグラウンドシューズを着用する。

イ 校舎内には持って上がらない。また、昇降口やグラウンド等に放置しない。

ウ 所定の下足ロッカーで保管する。

(4) 体育館シューズ

ア 体育館内での授業・学校行事等で、学校指定の体育館シューズを着用する。

- イ 体育館のフロアー以外では履かない。(フロアーから出るとき必ず脱ぐ)
- ウ シューズ袋に入れ教室で保管する。なお、上履き・グラウンドシューズ・体育館シューズは、必ず記名をすること。(指定の位置・指定の書き方は別途指示する)

【通学用バッグ等】

- (1) メインバッグ
学校指定のメインバッグを通学用として使用する。
- (2) サブバッグ
メインバッグに荷物が入らない場合は、学校指定のサブバッグまたは学校指定のナップサックを使用すること。
- (3) 共通事項
 - ア 指定品以外のバッグ使用は禁止とする。
 - イ バッグを意図的に変形しない。
 - ウ 着色したり絵を描いたりしない。
 - エ 特に許可された場合を除き、サブバッグのみでの登校はしない。
 - オ 部活動のため、やむを得ず指定以外のバッグを使用する場合は、部活動顧問が生徒指導主事に許可を得て、全体に承認を得る。

【携行品】

- (1) 学校では、学業に必要なもののみを所持・携行する。
- (2) 所持品には総て記名する。
- (3) 貴重品、多額の金銭、危険物等、学業に不要なもの(音楽プレーヤー、菓子類、遊び道具類等)を学校に持ち込まない。誤って持ってきたときは、学級担任に預けること。
- (4) 大切な所持品は常に身につけておく。特に、教室を移動する場合は注意する。
- (5) 更衣を伴う授業・学校行事等の場合は、所定の場所で更衣し、貴重品は、貴重品袋に入れて学級担任または担当の教師に預ける。
- (6) 部室等に私物を置かない。
- (7) 持ち物に、彩色や絵を描いたり、変形したりしないこと。
- (8) 拾得物や紛失物があるときは教師に届ける。
- (9) 不燃物(ジュース缶、スプレー類等)は校内への持ち込みを禁止する。
- (10) 携帯電話の使用、持ち込みを禁止する。ただし、条件付きで許可する場合がある。詳細は、別項「携帯電話利用規定」を参照のこと。
- (11) 体育館下の自動販売機で飲料水(ペットボトル)を購入することができる。空になったペットボトルは専用のゴミ箱に捨て、環境美化を心掛けること。

【校外生活】

- (1) 遊技場(ゲームセンター・カラオケボックス等)の出入りは、保護者同伴または責任ある成人が同伴することを原則とする。
- (2) 生徒だけのキャンプ、登山、海水浴などは禁止する。責任ある成人が同伴すること。
- (3) アルバイトは禁止する。
- (4) 登下校中、買い食い等をしない。
- (5) 危険が予見できるところを避け、夜間の一人歩き等をしない。
- (6) 外泊をしない。
- (7) 他の人に迷惑をかけることや法に触れるようなことをしない。

[携帯電話利用規定]

携帯電話学校持ち込み許可条件

中高生の携帯電話使用について多くのトラブル・事件等が起きている社会情勢があるため、原則として携帯電話を学校に持って来ることは禁止しています。ただし、本校の立地・交通・通信事情等を勘案し、本校利用規定を厳守でき、「携帯電話利用許可申請」を提出し、許可を得た生徒のみ携帯電話を持ってこることができるものとする。登下校中に音楽を聴く、ゲームをする、写真を撮る、緊急時でないのにメール、通話する…などの行為は規則違反とする。

携帯電話学校持ち込み許可規定

- 1 携帯電話の電源を入れたまま登下校を行わない。

※緊急な事が生じた場合のみ携帯電話の電源を入れ、使用する場合もできるだけ人目につかぬよう心がけること。いつでも使用可能な状態にしておくことは、禁止。(原則として、保護者と連絡を取り合うためであっても同様とする。)

- 2 校内では使用しない。

※登校後、直ちに携帯電話回収ボックスに(電源が入ってない事を確認した後)入れる。電源が入った状態の提出は規則違反。また、アラーム機能などで電源が入った場合も同様とする。

※放課後、担任より返却があった後も各自で責任を持ち、規定に従い保管する。放課後に学校に残っている場合(部活動中や委員会活動中、あるいは補講中などもそれに含む)も電源が入らないよう注意する。アラーム機能などで電源が入ってしまった場合も規則違反になる。

- 3 学校以外においても正しい使用を心がける。

※SNSは原則利用しない。使用しなければならない状況においては必ず保護者の管理・監

督・許可の下行う。また、他人のプライバシーに関わる内容や誹謗・中傷などはいかなる場合でも掲載しない。

※知人、自分のアドレスなど個人情報を簡単に他人に伝えない。

[自転車通学許可規定]

- 1 自転車通学は、許可を申請して学校の審査の結果、許可をされた生徒だけができる。
- 2 自転車通学を許可する生徒は、以下の条件を満たしたものに限る。
 - ① 松ヶ江北, 松ヶ江南, 高蔵, 沼, 吉田の各小学校校区。
 - ② 通学に使う予定の自転車が防犯登録を済ませている。
 - ③ 通学に使う予定の自転車が荷物を置く台またはカゴを備えている。
 - ④ 通学に使う予定の自転車に二重ロック(通常の鍵, チェーン鍵)を備えている。
 - ⑤ 通学に使う予定の自転車にベルとライト, ブレーキを装備している。
 - ⑥ 雨天時に使用する雨合羽を所有している。
 - ⑦ 任意の自転車保険に加入している。
 - ⑧ 自転車用ヘルメットを所有している。
- 3 自転車通学を許可されたものは、最近自転車事故の増加が目立ち、被害者としてではなく、加害者として大きな責任問題が発生し、多額の賠償責任を問われている現実があることを強く認識し、以下の注意を守ること。(違反があれば、許可を取り消すことがある。)
 - ① 学校所定のステッカーを自転車に貼る。
 - ② 交通ルールを厳守するとともに、安全を確保する。
 - ③ 交通量の多い場所や工事中の場所など危険性の高い場所は避けて安全な道を通る。
 - ④ 雨天時には、雨合羽を着用し、傘差し運転は絶対にしない。
 - ⑤ 自転車の整備を怠らない。また、ステップを付ける等の改造をしない。
(学期ごと安全点検を行う。)
 - ⑥ 正門からは、自転車を降り、指定された駐輪場所まで、手押して移動・駐輪し、必ず鍵をかける。
 - ⑦ 事故にあった(起こした)場合は、速やかに学校及び警察に連絡する。
 - ⑧ 必ず自転車用ヘルメットを着用する。
 - ⑨ 防寒着については、別途指示する。
 - ⑩ 毎年度、許可申請をする。